

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（※）の改正案について（概要）

参考資料5

改正の趣旨

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、令和8年度からこども誰でも通園制度が給付（乳児等のための支援給付）化される。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）により、本年10月より保育士・保育所支援センターが法定化され、地域限定保育士制度が創設されるとともに、令和8年度から満3歳以上限定小規模保育事業が施行される。
- これらの改正を踏まえ、基本指針の関係規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備等を行い、令和8年4月1日から適用することとする。（※）この改正に伴い、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver. 2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）についても、所要の改正を行い、改訂版ver. 3として発出予定。

改正案の概要

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。
- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加する。
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。

2. 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項である「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」に、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する事項を追記する。

3. 地域限定保育士制度の創設に伴う改正

- 認定地方公共団体の区域内では、「地域限定保育士」を「保育士」とみなして「保育士」と同様の取扱いとすることや、「地域限定保育士登録」を「保育士登録」と同様の取扱いとすることについて措置する。

4. 満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）の創設に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

改正案の概要

- 昨年の通常国会で成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）に基づき、令和7年度に児童福祉法（昭和22年法律第164号）の事業として制度化された乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）については、令和7年度に限り、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられ、市町村の判断により実施されてきた。
- 令和8年度からは、児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業として行われる「乳児等通園支援」のうち、子ども・子育て支援法に基づく市町村長の確認を受けた「特定乳児等通園支援」の利用が、子ども・子育て支援法に基づく給付（「乳児等のための支援給付」）の支給の対象となる。
- また、令和8年度からは、こども誰でも通園制度に関する子ども・子育て支援法の規定の施行により、市町村における乳児等通園支援事業の認可に関し、必要利用定員総数及び利用定員の総和を勘案した需給調整の仕組みが導入される。
- これを受け、市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。
 - ・ 市町村長による乳児等通園支援事業の認可における需給調整に関する考え方を追記する。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を追記する。
- また、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加する。
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を追記する。
- 以上のか、こども誰でも通園制度の本格実施に伴う所要の規定の整備等を行う。

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

改正案

- 市町村子ども・子育て支援事業計画における各年度における各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項として、以下の内容を定める。

① 各年度における乳児等通園支援の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの乳児等通園支援の量の見込みについては、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育及び乳児等通園支援の利用状況並びに乳児等通園支援の利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、教育・保育及び乳児等通園支援の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌基準（市町村子ども・子育て支援事業計画において乳児等通園支援の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準）を参考として、必要利用定員総数を定める。

※ 参照基準として、満三歳未満の小学校就学前子どもの数から当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども又は企業主導型保育施設を利用している小学校就学前子どもを除いた数を基本として設定するものとする旨を定める。

② 実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに、乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、市町村は、子どものための教育・保育給付の支給状況、保護者の就労状況及びその変化等を総合的に勘案するとともに、保護者の利用希望を十分に踏まえた上で定めること。また、当該市町村の区域に居住する子どもについて、他の市町村に所在する乳児等通園支援事業所により乳児等通園支援の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。また、他の市町村の区域に居住する子どもが当該市町村に所在する乳児等通園支援事業所を利用することができる場合には、乳児等通園支援の提供体制の整備に当たって勘案することが考えられる。

実際に乳児等通園支援の提供体制を確保するに当たっては、市町村は、乳児等通園支援の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、教育・保育施設及び地域型保育事業者に限らず、多様な事業者の算入を促進する工夫を図ることが必要である。また、障害児、医療的ケア児等特別な支援が必要な子どもが円滑に乳児等通園支援を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況及び乳児等通園支援事業所における特別な支援が必要な子どもの受け入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、乳児等通園支援の提供体制を確保すること。なお、障害児、医療的ケア児等特別な支援が必要な子どもが乳児等通園支援を利用する際には、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、認定等を行う窓口において、乳児等通園支援以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うことが望ましい。また、乳児等通園支援事業者は、事業所の設置及び事業の運営に当たり、円滑な受け入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

改正案

- 市町村子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業に関する市町村の認可に係る需給調整の考え方として、以下の内容を定める。

① 市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方

乳児等通園支援事業について児童福祉法第三十五条第二項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る乳児等通園支援事業を行う事業所が所在する教育・保育提供区域に所在する乳児等通園支援事業を行う事業所について法第五十四条の三第二項の規定により定められた利用定員の総数が、当該教育・保育提供区域について市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた法第六十一条第二項第二号の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によってこれを超えることになると認めるとときは、認可をしないことができる。

この際、市町村長は、当該申請に係る乳児等通園支援事業を行う事業所が、児童福祉法第三十四条の十五第三項の規定に基づく基準に該当し、かつ、同法第三十四条の十六第一項の条例で定める基準に適合している場合は、認可するものとすることとされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要であること。

② 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた乳児等通園支援の提供体制の確保の内容に含まれない乳児等通園支援事業の認可申請に係る需給調整

子ども・子育て支援事業計画に基づき、乳児等通園支援事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている乳児等通園支援事業所の認可が行われる前に、乳児等通園支援事業（実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として子ども・子育て支援事業計画に定めたものを除く。）の認可の申請があったときは、市町村長は、当該申請に係る乳児等通園支援事業所が所在する教育・保育提供区域における当該年度の乳児等通園支援事業所（当該子ども・子育て支援事業計画に基づき基盤整備を行っている乳児等通園支援事業所を含む。）の利用定員の総数が、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域における当該年度の乳児等通園支援事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業所の設置によってこれを超えることになると認めるとときは、乳児等通園支援事業の認可をしないことができる。

- 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容として、以下の内容を定める。

児童福祉法第六条の三第二十三項の規定のとおり、乳児等通園支援事業が乳児又は幼児であって満三歳未満のものを対象としていることも踏まえ、市町村・都道府県における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

改正案

- 市町村子ども・子育て支援事業計画における産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項について、赤字部分のとおり、こども誰でも通園制度に関する内容を追加する。

市町村は、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業**又は特定乳児等通園支援事業**を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査等の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業**又は特定乳児等通園支援事業**の整備を行うこと。

特に、現在、零歳児の子どもの保護者が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要である。

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項について、下記の内容を追記する。

乳児等通園支援については、市町村の区域を超えた利用が相当程度想定し得ることから、市町村子ども・子育て支援事業計画を通じて、市町村毎の乳児等通園支援に係る量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を丁寧に把握し、市町村間の調整が円滑に行われるよう特に配慮すること。

- このほか、所要の規定の整備等を行う。

■子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）【令和8年4月1日施行時点】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条（略）

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの次に掲げる事項

イ～ホ（略）

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三～五（略）

六 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二・四（略）

5～10（略）

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条（略）

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三（略）

四 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

五 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

六・七（略）

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。）の公表に関する事項

三（略）

4～6（略）

子ども誰でも通園制度

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、子ども誰でも通園制度を創設【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

就労要件あり

就労要件なし

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

「子ども誰でも通園制度」

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
 - ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在）
- ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
 - ・自治体の判断において実施
- ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
 - ・全自治体で実施

令和7年度予算等における対応

- 令和7年度から、法律に基づく事業として実施
 - ・利用可能時間（補助基準上の上限）：子ども1人当たり10時間/月
 - ・人員配置基準：一時預かり事業と同様（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士2分の1以上）
 - ・補助単価：年齢ごとの補助単価を設定（0歳児：1,300円、1歳児：1,100円、2歳児：900円）
- 自治体・事業者等向けの手引の作成や、総合支援システムの構築等の準備を進める

2. 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正

改正案の概要

- 今年の通常国会において成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、都道府県が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制を整備するため、保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県の業務に関する規定の整備が行われた。
※令和7年10月1日施行
- これを受け、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項となっている「特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」に、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する内容を追記する。

改正案

- 都道府県に対し、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する義務付けがなされたことを踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について、赤字部分の追記を行う。

また、待機児童の解消のためには、保育士の確保が重要であることから、国は、指定保育士養成施設、大学等との連携及び協働による研修等の充実や指定保育士養成施設の新規卒業者の確保、就業継続の支援、保育士資格を有しているものの保育士として保育現場において保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等の支援等に係る必要な支援策等を講じるとともに、**都道府県は、児童福祉法第十八条の二十五第一項の規定に基づき、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備した上で**、これらの施策等も活用して、積極的に保育士の人材確保及び質の向上を図ること。特に、保育士の質の向上を図るために、必要な研修等の実施体制の整備を含め、保育士を対象とした研修を積極的に実施すること。

■子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）【令和8年4月1日施行時点】

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 （略）

四 （略）

五 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

六・七 （略）

3～6 （略）

■児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）【令和7年10月1日施行時点】

第十八条の二十四 都道府県は、次に掲げる業務を行う拠点（以下この款において「保育士・保育所支援センター」という。）としての機能を担う体制を整備しなければならない。

一 保育に関する業務への関心を高めるための広報を行うこと。

二 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援を行うこと。

三 保育所の設置者に対し、保育士が就業を継続することができるような勤労環境を整備するために必要な助言その他の援助を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務を行うこと。

② 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）は、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備するよう努めなければならない。

第十八条の二十五 国、地方公共団体、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う者その他の関係者は、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

保育士・保育所支援センターの法定化

①制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- **保育人材の確保は恒常的な課題**であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、**保育人材確保策の強化を図る必要**がある。
- 保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「**保育士・保育所支援センター**」（※）について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるように体制整備を行っている。
(※) 令和6年10月1日時点において、46都道府県75か所で実施されている。

②改正内容

- **都道府県が**、以下の業務を行う拠点（「**保育士・保育所支援センター**」）としての機能を担う体制を整備するものとする規定を設ける。※指定都市・中核市は努力義務。
 - ① 保育に関する**業務への関心を高めるための広報**
 - ② 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、**職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施**その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援
 - ③ 保育所の設置者に対する、**保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言**その他の援助
 - ④ ①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- **保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力**に関する努力義務規定を設ける。

3. 地域限定保育士制度の創設に伴う改正

改正案の概要

- 今年の通常国会において成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、国家戦略特別区域に限り特例措置として認められている地域限定保育士制度を一般制度化することとされた。※令和7年10月1日施行
- これを受け、本指針においても、認定地方公共団体の区域内では、「地域限定保育士」を「保育士」と同様の取扱いとすることや、「地域限定保育士登録」を「保育士登録」と同様の取扱いとすることについて明記する。
- 以上のか、地域限定保育士制度の創設に伴う所要の規定の整備等を行う。

改正案

- 基本指針上の「保育士」を、「保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にあっては、当該区域に係る同法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を保育士とみなし、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「旧特区法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にあっては、当該事業実施区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特区法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を保育士とみなす。以下同じ。）」と改める。
- また、基本指針上の「保育士資格」を、「児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（認定地方公共団体の区域内にあっては、当該区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録を保育士登録とみなし、事業実施区域であった区域内にあっては、当該事業実施区域を管轄する都道府県知事（旧特区法第十二条の五第十二項に規定する場合にあっては、同項に規定する試験実施指定都市の長）による児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を保育士登録とみなす。以下「保育士登録」という。）」と改める。
- このほか、所要の規定の整備等を行う。

■児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）【令和7年10月1日施行時点】

第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の登録（以下「保育士登録」という。）をしたときは、申請者に同項に規定する事項のうち内閣府令で定めるものを記載した保育士登録証を交付する。

4 (略)

第十八条の二十八 認定地方公共団体の長が認定試験実施方法書（変更認定があつたときは、その変更後のもの）に定めるところにより実施した試験（以下「地域限定保育士試験」という。）に合格した者は、当該認定地方公共団体の長の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一～三 (略)

2 前項の登録（以下「地域限定保育士登録」という。）を受けている者は、第十八条の二十三の規定にかかわらず、当該地域限定保育士登録を行つた認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り、地域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、業として、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができる。

■児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）

附則第十五条 (略)

2 (略)

3 旧国家戦略特別区域限定保育士登録（第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をいう。）を受けている者についての次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定める規定中「同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の」とあるのは「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）附則第十四条に規定する」と、「同法第十八条の十八第一項」とあるのは「同項」と、「認定地方公共団体の長による同法第十八条の二十八第一項の登録」とあるのは「区域を管轄する同条に規定する特区地方公共団体の長による同法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」とする。

一・二 (略)

■準用旧児童福祉法（改正法による改正前の国家戦略特別児童福祉法第12条の5第8項（同条第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する改正法による改正前の児童福祉法）

第十八条の十八 国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有する者が国家戦略特別限定保育士となるには、国家戦略特別区域限定保育士登録簿に、氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。

地域限定保育士の一般制度化

①制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる「地域限定保育士制度」を創設。
- 上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回だったが、その後年間2回実施の取組みが広がり、平成29年度以降は全ての都道府県において年間2回試験を実施。
- 保育人材の確保は、全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差がある。特に不足するおそれが大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようになることが必要。

②改正内容

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設する。
 - 都道府県又は指定都市が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類を添付して、「試験実施方法書」により内閣総理大臣に申請する。
 - 内閣総理大臣は、地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であることを確認の上、「試験実施方法書」を認定（※1）、認定を受けた都道府県等が地域限定保育士試験を実施。
- （※1）指定都市が認定を受けるためには、あらかじめ都道府県知事の同意を要することとする。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定試験機関として指定できるものとする（※2）。
- （※2）一般社団（財団）法人以外に判定に関する事務を行わせる場合、内閣総理大臣の同意を要することとする。
- 地域限定保育士の登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験（※3）がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録が受けられるようにする。
- （※3）1年間の勤務経験とすることを想定。

4. 満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）の創設に伴う改正

改正案の概要

- 今年の通常国会において成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、国家戦略特別区域に限り特例措置として認められている満3歳以上児のみを対象とした小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）を全国展開することとされた。※令和8年4月1日施行
- これを受け、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけるとともに、満3歳以上限定小規模保育事業を、満3歳以上保育認定子ども（いわゆる2号認定子ども）に対する保育の提供体制の確保の内容として位置付ける。
※ このほか、満3歳以上限定小規模保育は、従来の地域型保育に含まれることとなるため、従事者の確保に関する事項など、改正が生じずとも含まれることとなる部分があることに留意。
- 以上のほか、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う所要の規定の整備等を行う。

改正案

- 市町村子ども・子育て支援事業計画において設定いただく「各年度における教育・保育の量の見込み」について、満3歳以上保育認定子ども（2号認定子ども）に係る必要利用定員総数について、特定教育・保育施設に加えて、「特定地域型保育事業所（満3歳以上限定小規模保育事業所に限る。）」に係る必要利用定員総数を設定することとする。
- また、「実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」についても、満3歳以上保育認定子ども（2号認定子ども）に対応する施設として、特定教育・保育施設に加えて、「特定地域型保育事業所（満3歳以上限定小規模保育事業所に限る。）」を位置づける。
- このほか、所要の規定の整備等を行う。

■子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）【令和8年4月1日施行時点】

第七条（略）

2～6（略）

7 この法律において「小規模保育」とは、次に掲げる保育をいう。

- 一 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）として行われる保育（第四十三条第二項第二号において「満三歳未満等小規模保育」という。）
- 二 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業に限る。）として行われる保育（以下「満三歳以上限定小規模保育」という。）

8～11（略）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの次に掲げる事項
 - イ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数
 - ロ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数
 - ハ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども（事業所内保育の事業を行う事業所に係る第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもを除く。）の必要利用定員総数
 - ニ その他各年度の当該教育・保育提供区域における教育・保育の量の見込み
 - ホ 各年度に当該教育・保育提供区域において実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二～六（略）

3～10（略）

3～5歳の子どものみを対象とする小規模保育事業の創設

①制度の現状・背景

施行日：令和8年4月1日

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、0～2歳の子どものを対象に保育を行う事業。ただし、3～5歳の子どもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能。

(※) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三（略）

②～⑨（略）

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

⑪～⑯（略）

(※) 令和5年4月には、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2歳の子どものを対象とする小規模保育事業において3～5歳の子どもを受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断することができるよう、通知を発出。

- 平成29年からは、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能とされているところ、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、3～5歳の子どものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。

②改正内容

- 国家戦略特区における特例措置の実施状況を踏まえつつ、子どもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、国家戦略特区の特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳の子どものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする。